



2026年6月25日

各位

上場会社名 株式会社サックスパー ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長執行役員 木 山 剛 史  
(コード番号 9990 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 山 田 陽  
TEL. 03-3654-5315

## 譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 9,088株
(3) 処分価額	1株につき730円
(4) 処分総額	6,634,240円
(5) 割当予定先	当社取締役 5名 5,969株 (うち社外取締役 2名 656株) 当社監査等委員である取締役 3名 1,203株 当社子会社取締役 2名 1,916株
(6) その他	該当事項はありません。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月15日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査等委員である取締役（以下、総称して「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2026年5月15日の取締役会で決議しております。

また、2026年6月25日開催の当社第53期定時株主総会において、本制度により当社取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年75,000株以内（うち社外取締役に対しては15,000株、監査等委員である取締役に対しては15,000株）とし、その金額は既存の金銭報酬枠の内枠で年額30百万円以内（うち社外取締役に対しては6百万円以内）、監査等委員である取締役に対しては既存の金銭報酬枠の内枠で年額6百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当予定先である対象取締役8名に対し、金銭報酬債権合計5,235,560円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、対象取締役8名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式7,172株を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社または当社子会社の取締役等のあらかじ

め定められた地位を退任または退職する日までとしております。

また、当社子会社においては、本日開催の取締役会において、当社子会社の取締役（以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）2名に対して当社子会社に対する本金銭報酬債権合計1,398,680円を支給することを決議しており、当社は本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき当社子会社の取締役が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式1,916株（以下、対象取締役等に対して処分する株式を総称して「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社は対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、2026年7月23日（以下、「本払込期日」という。）から当社または当社子会社の取締役の地位を喪失する日若しくは本払込期日の属する事業年度にかかる半期報告書提出の日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた本割当株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日の直前の当社の定時株主総会から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社または当社子会社の取締役等のあらかじめ定められた地位にあったことを条件として、対象取締役等が保有する本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本割当株式の本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任または退職した場合若しくは死亡により退任または退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の定時株主総会（対象取締役が当社子会社の取締役の場合には、当該子会社の定時株主総会）の開催日を含む月の翌月から対象取締役等が退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該退任または退職の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役等が、正当な理由または死亡以外の理由により退任または退職した場合には、当社は対象取締役等が保有する本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### 4. 本割当株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

#### 5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会の直前営業日（2026年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である730円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上